

## ○生駒市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

生駒市学校運営協議会規則(令和2年3月生駒市教育委員会規則第4号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育委員会は、学校に協議会を置こうとするときは、当該学校の校長(園長を含む。)、保護者及び地域住民の意見を聴くものとする。</p> <p>(法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項)</p> <p><u>第3条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) 教育課程の編成に関する事項</p> <p>(2) 学校経営計画に関する事項</p> <p>(3) 学校組織の編成に関する事項</p> <p>(4) 学校配当予算の執行に関する事項</p> <p>(5) 学校施設の整備及び管理に関する事項</p> <p>(法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項)</p> <p>第4条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、<u>協議会を設置する学校(以下「設置校」という。)</u>の職員の採用、昇任及び転任に関する事項とする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育委員会は、学校に協議会を置こうとするときは、当該学校の校長(園長を含む。<u>次条において同じ。</u>)、保護者及び地域住民の意見を聴くものとする。</p> <p>(基本的な方針の承認)</p> <p><u>第3条 協議会を設置する学校(以下「設置校」という。)</u>の校長は、次に掲げる事項について、<u>法第47条の5第4項に規定する基本的な方針を作成し、設置校の協議会の承認を得るものとする。</u></p> <p>(1) 教育課程の編成に関する事項</p> <p>(2) <u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項</u></p> <p>(3) 学校経営計画に関する事項</p> <p>(4) 学校組織の編成に関する事項</p> <p>(5) 学校配当予算の執行に関する事項</p> <p>(6) 学校施設の整備及び管理に関する事項</p> <p>(法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項)</p> <p>第4条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、<u>設置校</u>の職員の採用、昇任及び転任に関する事項とする。</p>